

令和 7 年度

地域整備方向検討調査
中信平三期地区施設整備方針検討業務

特別仕様書

関東農政局 西関東土地改良調査管理事務所

項 目	内 容														
第 1 章 総 則 (適用範囲) 第 1－1 条	地域整備方向検討調査 中信平三期地区施設整備方針検討業務の施行にあたっては、農林水産省農村振興局制定「設計業務共通仕様書」(以下「共通仕様書」という。)によるほか、同仕様書に対する特記及び追加事項は、この特別仕様書によるものとする。														
(目 的) 第 1－2 条	本業務は、「中信平三期地区」における基幹的農業水利施設の課題を把握し、有識者の社会的な視点・知見を活用しながら施設整備方針案の作成を行うことで、地域整備方向検討調査の円滑な推進を図るものである。														
(場 所) 第 1－3 条	業務範囲は、長野県松本市他 2 市 2 村で別添施行位置図に示すとおりである。														
(業務概要) 第 1－4 条	本業務の概要は次のとおりである。 <table><tr><td>1. 準備作業</td><td>1 式</td></tr><tr><td>2. 施設整備方針案の作成等</td><td>1 式</td></tr><tr><td>3. 点検取りまとめ</td><td>1 式</td></tr></table>	1. 準備作業	1 式	2. 施設整備方針案の作成等	1 式	3. 点検取りまとめ	1 式								
1. 準備作業	1 式														
2. 施設整備方針案の作成等	1 式														
3. 点検取りまとめ	1 式														
(管理技術者) 第 1－5 条	(1) 管理技術者は、共通仕様書第 1－6 条第 3 項によるものとし、農業土木技術管理士以外の資格に係る該当する技術部門・選択科目は次のとおりである。 <table><tr><th>資 格</th><th>技術部門</th><th>選択科目</th></tr><tr><td rowspan="2">技術士</td><td>総合技術監理</td><td>農業－農業土木 農業－農業農村工学 農業－農村地域計画 農業－農村地域・資源計画</td></tr><tr><td>農業</td><td>農業土木 農業農村工学 農村地域計画 農村地域・資源計画</td></tr><tr><td>シビルコンサルティング マネージャー(RCCM)</td><td>農業土木</td><td></td></tr><tr><td>博士</td><td>業務に該当する部門</td><td></td></tr></table>	資 格	技術部門	選択科目	技術士	総合技術監理	農業－農業土木 農業－農業農村工学 農業－農村地域計画 農業－農村地域・資源計画	農業	農業土木 農業農村工学 農村地域計画 農村地域・資源計画	シビルコンサルティング マネージャー(RCCM)	農業土木		博士	業務に該当する部門	
資 格	技術部門	選択科目													
技術士	総合技術監理	農業－農業土木 農業－農業農村工学 農業－農村地域計画 農業－農村地域・資源計画													
	農業	農業土木 農業農村工学 農村地域計画 農村地域・資源計画													
シビルコンサルティング マネージャー(RCCM)	農業土木														
博士	業務に該当する部門														
(担当技術者) 第 1－6 条	担当技術者は、共通仕様書第 1－8 条によるものとする。														
(配置技術者の確認) 第 1－7 条	共通仕様書第 1－11 条における業務組織計画の作成及び共通仕様書第 1－12 条に基づく技術者情報の登録にあたっては、次によるものとする。 (1) 受注者は、業務計画書の業務組織計画に配置技術者の所属・役職及び担当する分担業務を明確に記載するものとする。なお、変更業														

項 目	内 容										
(保険加入) 第 1 - 8 条	務計画書において、業務組織計画を変更する際も同様とする。 (2) 農業農村整備事業測量調査設計業務情報サービスへの技術者情報の登録は、業務計画書の業務組織計画に位置付けられた技術者を登録対象とし、事前に監督職員の承認を得るものとする。 受注者は、共通仕様書第 1-37 条に示されている保険に加入している旨を業務計画書に明示しなければならない。 また、監督職員からの請求があった場合は保険加入を証明する書類を提示しなければならない。										
第 2 章 作業条件 (地区概要) 第 2 - 1 条	本業務が対象とする地区の前歴国営事業概要は、以下のとおりである。 ① 国営梓川農業水利改良事業（昭和 18 年度～昭和 25 年度） 主要工事：頭首工 1 箇所、用水路 2.1km ② 国営中信平土地改良事業（昭和 40 年度～昭和 52 年度） 主要工事：頭首工 1 箇所、用水路 69.9km ③ 国営中信平二期土地改良事業（平成 17 年度～平成 26 年度） 主要工事：頭首工 1 箇所、用水路 28.5km ④ 受益面積：8847ha（田：5490ha、畑：3357ha）【中信平二期事業時】 ⑤ 主要作物：水稻、野菜、りんご										
(作業条件) 第 2 - 2 条	本業務の実施に当たっては、以下の事項に留意して作業を進めるものとする。 (1) 作業の実施に当たっては、事前に作業方法及び具体的な工程計画を立案し、監督職員及び監督職員が指示するものと十分打合せを行い、手戻りのないよう留意しなければならない。 (2) 本業務において生じた第三者との紛争で受注者の責に帰する事項は、受注者の責任において処理しなければならない。 (3) 本業務は、関係機関への聞き取り及び関係機関との意見交換にかかる事務や運営を行う。有識者（2 名を想定）の具体的な人選は受注者が行い、発注者の承認を得てから調整するものとする。 (4) 本業務の実施に際しては、貸与資料を十分把握した上で実施するものとする。										
(貸与資料) 第 2 - 3 条	貸与資料は、次のとおりである。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>貸 与 資 料</th><th>数量</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>中信平二期地区一般平面図</td><td>1 式</td></tr> <tr> <td>中信平二期農業水利事業誌「清流 梓川の恵み」</td><td>〃</td></tr> <tr> <td>R4 広域基盤整備計画調査 中中信平地区広域基盤整備計画書補足業務 報告書</td><td>〃</td></tr> <tr> <td>R6 地域整備方向検討調査 中信平二期地区整備構想検討業務 報告書</td><td>〃</td></tr> </tbody> </table> また、上記以外で必要な資料がある場合は監督職員と協議するものとする。	貸 与 資 料	数量	中信平二期地区一般平面図	1 式	中信平二期農業水利事業誌「清流 梓川の恵み」	〃	R4 広域基盤整備計画調査 中中信平地区広域基盤整備計画書補足業務 報告書	〃	R6 地域整備方向検討調査 中信平二期地区整備構想検討業務 報告書	〃
貸 与 資 料	数量										
中信平二期地区一般平面図	1 式										
中信平二期農業水利事業誌「清流 梓川の恵み」	〃										
R4 広域基盤整備計画調査 中中信平地区広域基盤整備計画書補足業務 報告書	〃										
R6 地域整備方向検討調査 中信平二期地区整備構想検討業務 報告書	〃										

項 目	内 容				
(貸与資料の取扱い) 第 2 - 4 条	第 2 - 3 条に示す貸与資料の取扱いは、次のとおりとする。 (1) 記載事項の解釈に疑義が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。 (2) 貸与資料は、原則として初回打合せ時に一括貸与するものとし、監督職員の請求があった場合のほか完了検査時に一括返納しなければならない。 (3) 貸与資料から得られる情報は、業務を実施する以外の目的で使用してはならない。 (4) 貸与資料から得られる情報のうち、個人を特定できる一切の情報については、「複製」「外部への持ち出し」「改変」等の行為をしてはならない。				
(関連業務) 第 2 - 5 条	本業務と関連する他業務は次のとおりであり、監督職員及び関連業務の管理技術者と連携を密にして、互いに協調の図られた設計としなければならない。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>業 務 名</th><th>業務実施期間 (予定)</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>地域整備方向検討調査 中信平三期地区整備構想検討その 2 業務 (仮称)</td><td>R7.9~R8.2</td></tr> </tbody> </table>	業 務 名	業務実施期間 (予定)	地域整備方向検討調査 中信平三期地区整備構想検討その 2 業務 (仮称)	R7.9~R8.2
業 務 名	業務実施期間 (予定)				
地域整備方向検討調査 中信平三期地区整備構想検討その 2 業務 (仮称)	R7.9~R8.2				
第 3 章 作業内容 (作業項目及び数量) 第 3 - 1 条	本業務における作業項目及び数量は、別紙 1 「作業項目内訳表」に示すとおりである。				
(作業の留意点) 第 3 - 2 条	業務の実施に際し特に留意する点は、次のとおりとする。 (1) 現地調査等の実施に当たっては、監督職員及び施設管理者等関係機関との連絡調整を密に行い、安全かつ効率的に実施できるように配慮しなければならない。 (2) 報告書作成において、第 2 - 3 条及び共通仕様書に示す参考図書、貸与資料や受注者が有する資料等を参考にした場合は、その出典を明示するものとする。 (3) その他 ① 作業の進め方及び作業の方法等については、あらかじめ監督職員と十分打合せを行うものとする。 ② 情報の精度や信頼性など常に情報管理に留意してミスの防止に努めなければならない。 ③ 電算機を使用する場合は、計算手法及びアウトプット等の様式について事前に監督職員の承諾を得るものとする。				

項 目	内 容
(技術提案の履行) 第 3－3 条	技術提案書における技術提案内容については、設計共通仕様書第 1－1 1 条に示す業務計画書に反映のうえ作成し、監督職員の承諾を得るものとする。また、技術提案内容の履行確認にあつては、業務完了時までに履行が確認できる資料を監督職員に提出するものとする。
第 4 章 打合せ (打合せ) 第 4－1 条	共通仕様書第 1－1 0 条の打合せについては、主として次の段階で行うものとする。 また、初回及び最終回の打合せには管理技術者が出席するものとする。 初 回 作業着手前の段階 第 2 回 中間打合せ（有識者との情報共有後段階）（Web） 最終回 報告書原稿作成段階 なお、業務を適正かつ円滑に実施するために、受注者の業務担当は、業務打合せ記録簿を作成し、上記の打合せの都度内容について、監督職員と相互に確認するものとする。 また、第 2 回中間打合せは Web を考えている。
第 5 章 成果物 (成果物) 第 5－1 条	(1) 成果物を共通仕様書第 1 章第 1－1 7 条に基づき作成し、次のものを提出しなければならない。 1. 成果物の電子媒体（CD-R 若しくは DVD-R）正副 2 部 このほか、この成果物に含まれる「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」に基づく「不開示情報」に該当する情報について、その箇所を黒塗りにする措置を行い、電子媒体（CD-R もしくは DVD-R）により別途 1 部を提出するものとする。 2. 成果物の出力 1 部（電子媒体の出力、市販のファイル綴じで可） なお、前記で黒塗りの措置を行った成果物の出力は不要である。
(成果物の提出先) 第 5－2 条	成果物の提出先は、次のとおりとする。 静岡県菊川市加茂 2 2 8 0－1 関東農政局西関東土地改良調査管理事務所
第 6 章 契約変更 (契約変更) 第 6－1 条	業務請負契約書第 1 7 条から第 2 0 条に規定する発注者と受注者による協議事項は、次のとおりとする。 (1) 第 2－2 条に示す「作業条件」に変更が生じた場合 (2) 第 3－1 条に示す「作業項目及び数量」に変更が生じた場合 (3) 第 4－1 条に示す「打合せ」に変更が生じた場合 (4) 第 5－1 条に示す「成果物」に変更が生じた場合 (5) 履行期間に変更が生じた場合 (6) 関係機関等対外的協議により調査計画に変更が生じた場合 (7) その他重要な変更が生じた場合

項 目	内 容
第7章 定めなき事項 (定めなき事項) 第7－1条	この特別仕様書に定めなき事項又はこの業務の実施に当たり疑義が生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議するものとする。

【別紙 1】作業項目内訳表

作業項目	作 業 内 容	作業 数量
		当初
1. 準備作業 (1) 現地調査 (2) 資料把握	業務対象となる現地状況を調査し、施設状況等を把握する。 過年度の調査結果及び本業務に必要となる資料の収集、内容の把握を行う。	1 式
2. 施設整備方針案の作成等 (1) 準備 (2) 施設整備課題の情報共有 (3) 関係土地改良区ヒアリングの進行等 (4) 施設整備方針案の作成 (5) 施設整備方針案説明資料の作成	有識者による現地調査及び関係土地改良区へのヒアリング等の準備として、有識者への委嘱に係る事務（委嘱手続き、日程調整、謝金、旅費の支払い等）を行う。 なお、有識者は 2 名を想定しており、受注者において選定を行う。 過年度業務で取りまとめた長寿命化に配慮した更新整備計画及び営農課題、施設課題について有識者へ情報共有を行う。 有識者による現地調査に同行し、関係土地改良区ヒアリングの進行を行うとともに、ヒアリング議事録を作成し、速やかに確認を得るものとする。 なお、現地調査・関係土地改良区ヒアリングは、2 土地改良区、1 回を想定している。 上記の情報をもとに構想設計程度の施設整備方針案の作成を行うものとする。その際には、有識者の助言を得て施設整備方針案に反映するものとする。 上記で作成した施設整備方針案を、関係機関への説明資料としてパワーポイントにより作成する。	1 式
3. 点検取りまとめ	各作業項目の成果物の点検、取りまとめ及び報告書の作成を行う。	1 式